【ポイント】
●現在，北部州ジャフナ県（Jaffna）に発出されている外出禁止令は，更なる通知があるまで有効。（２７日（金）午前６時～午後２時の一時解除なし）
●引き続き，手洗いなどの感染症対策に努め，当局が発表する最新情報の収集に努めてください。

【本文】
１　現在，北部州ジャフナ県（Jaffna）に発出されている外出禁止令が更新され，更なる通知があるまで，解除されないことになりました。なお，西部州のコロンボ（Colombo）県，ガンパハ(Gampaha)県，カルタラ（Kalutara）県を含む，その他の地域に関しては，本日午前の領事メールから変更はありません。
　念のため，お住まいの地域に応じ，以下をご確認ください。
（１）プッタラム(Puttalam)県及び北部州４県
（Mannar,Vavuniya,Mullaitivu,Kilinochchi）
本２６日（木）～２７日（金）午前６時：外出禁止
　２７日（金）午前６時～午後２時：一時解除
　２７日（金）午後２時～３０日（月）午前６時：外出禁止
　３０日（月）午前６時～３０日（月）午後２時：一時解除
　３０日（月）午後２時～（終了時期未定)：外出禁止
（２）その他の地域　（ただし，コロンボ，ガンパハ，カルタラ，ジャフナは更なるの通知があるまで外出禁止令が有効なため，該当しない）
本２６日（木）午前６時～午後２時：一時解除
　２６日（木）午後２時～３０日（月）午前６時：外出禁止
　３０日（月）午前６時～３０日（月）午後２時：一時解除
　３０日（月）午後２時～（終了時期未定)：外出禁止

２
（１）万一，空港へ移動などで外出せざるを得ない場合は，必ずパスポートとＥチケットなど外出目的が分かる文書をいつでも提示できる状態にしておいてください。
（２）また，主に空港に向かうためのタクシーなどが手配できない場合は，最寄りの警察署またはスリランカ観光局の２４時間ホットラインへご相談ください。

　○Sri Lanka Tourism hotline：１９１２（スリランカ国内からのダイヤル）

３　当地の在留邦人の皆様及び当地を訪問中の邦人の皆様におかれましては，引き続き人混みを避けることや手洗い・手指の消毒などの感染症対策をしてください。また，当局の

発表などに注意し，正確な情報収集を行い，冷静な行動に努めてください。
【参考１】新型コロナウイルス感染症に備えて
https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html
【参考２】世界保健機構（WHO）　https://www.who.int/
【参考３】外務省海外安全ホームページ　https://www.anzen.mofa.go.jp/

○問い合わせ先
　在スリランカ日本国大使館
　電話：(国番号９４）１１－２６９－３８３１（内線２８２）
携帯電話番号：(国番号９４）７７－７３８－３３６０
（３月末までの平日　午前８時３０分～午後５時１５分に限る）

「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は，以下の URL から停止手続きをお願いいたします。
https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete